

「越後文書宝翰集」の言語について

—三浦一族文書の仮名遣いと語彙について—

川野 絵梨

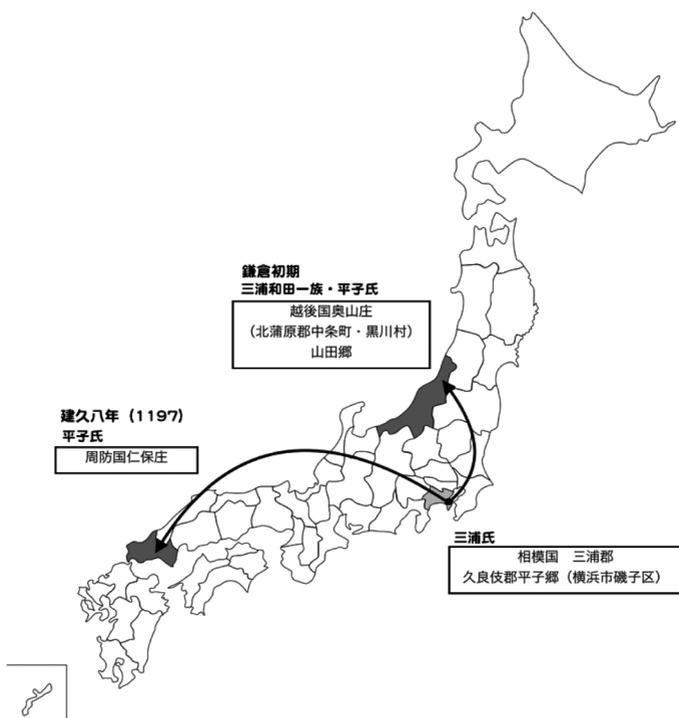
—はじめに

本稿は、「越後文書宝翰集」⁽¹⁾所収の三浦和田一族関係文書、「中条家文書」、そして「三浦家文書」という鎌倉時代から中世末期に至るまでの武家文書を通じて当時の言語の実態を明らかにすることが目的である。

三浦氏は相模国三浦郡を本拠とする豪族で、平安後期には相模国の在庁官人として勢力を拡大した。その後鎌倉幕府が開かれた後は、越後国の奥山庄等の阿賀野川以北の荘園に地頭職を得て進出した。また同じ三浦氏の出である久良岐郡平子郷の平子氏も周防国仁保荘を与えられ、建久八年（一一九七）に入部した。

こうして三浦半島から越後国、周防国と分かれていった三浦氏に関する文書の集成が「越後文書宝翰集」所収の三浦和田一族の文書、「中条家文書」と周防の「三浦家文書」である。本稿ではこれらの文書に書かれたことばを日本語史的な視点から分析し、鎌倉時代を中心とした中世の主に東国所在文書の言語を明らかにしていきたいと考えている。特に「越後文書宝翰集」や「中条家文書」は、東国在住者の書写した中世東国語の実態がいかなるものかを解明できる貴重な資料であると思われる。「越後文書宝翰集」に関しては前稿で色部氏文書を中心扱い、本庄房長書状⁽³⁾等に見られる言語記述を明らかにした。

「越後文書宝翰集」の表記について—色部氏文書・三浦和田氏文書を中心として—⁽³⁾



地図1 三浦一族の北遷と西遷

同様の分析を三浦一族の文書について行うことによって三浦半島から移り住んだ直後の文書も多数ある三浦一族文書と、本庄房長書状等のような越後国に土着となった後の文書の言語記述がどのように異なるのかを本稿および続稿で明らかにしていきたい。

一 ― 分析資料と翻刻資料

【分析資料】

分析に際し、使用した資料は以下の通りである。ここでは以下を総称して「三浦一族文書」とする。

- 「越後文書宝翰集」三浦和田氏文書・三浦和田中条氏文書・三浦和田黒川氏文書・三浦和田羽黒氏文書・大輪寺文書・河村氏文書（新潟県立歴史博物館蔵）

↓以下「三浦和田」

○「中条家文書」(山形大学附属図書館蔵)、「中条氏文書」(東京大学史料編纂所蔵)、「中条文書」(鈴木精英編『文中条越後奥山莊史料』所収)

相模国三浦郡の豪族和田義盛の弟で鎌倉初期に越後国奥山莊(北蒲原郡中条町・黒川村(現胎内市))に地頭職を得て進出した義茂の系統の一族の文書。

○「三浦家文書」(平子氏関係のみ)(山口県文書館蔵) ↓以下「山口三浦」

桓武平氏の流れで、建久八年重経の時、鎌倉幕府により周防国仁保庄および恒富保の地頭に任じられ、仁保を根拠として活動し、時によって平・平子・仁保とも称した。^⑥ 本稿では平子氏関係の仮名文書を扱う。

分析に際し、写真版は次のものを用いた。本稿に掲載した画像は左記によるものである。

「越後文書玉翰集」…東京大学史料編纂所「所蔵史料目録データベース」^⑦

<http://www.vap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>

「中条家文書」…山形大学附属図書館「中条家文書検索システム」 現地調査・写真版

<http://www2.lib.yamagata-u.ac.jp/mainlib/rarebooks/nakajo/nakajo.php>

「三浦家文書」…山口県文書館蔵「三浦家文書」 現地調査・写真版

今回は以上の文書から一三〇点の仮名文書を分析資料として扱う。なお、分析に使用した仮名文書一覧は本稿の最後にまとめて記載する。

出典注記…本稿では用例の下部に漢数字で年代を示す。() 内の数字は本稿末尾に掲載の分析資料一覧の番号を示す。

(例) 「越後文書玉翰集」の用例の場合…() 内は番号のみ。 一三三二 (83)

- (例) 「中条家文書」の用例の場合：() 内は中と番号。
 (例) 「三浦家文書」の用例の場合：() 内は三と番号。
 一三三七 (中10)
 一三七七 (三5)

【翻刻資料】

分析は現地調査、ならびに写真版を元に独自に作成した翻字によるが、以下のものも参照した。() 内にどの文書の翻刻が収録されているのかを示した。

- 1 『大日本古文書 家わけ第十四 三浦家文書』 (山口三浦) 東京大学史料編纂所、一九三七年
- 2 鈴木精英編『中條越後奥山庄史料』 (中条(米沢市中条弘賢氏所蔵文書)) 一九四〇年
- 3 佐藤進一編『越後文書宝翰集』「新潟県文化財調査報告書 第二(文書篇)」 新潟県教育委員会、一九五四年
 (三浦和田(一部))
- 4 井上鋭夫編『奥山庄史料集』「新潟県文化財調査報告書」第十 (三浦和田・中条) 新潟県教育委員会、一九六五年
 (三浦和田・中条)
- 5 『中条町史 資料編第一巻 考古・古代・中世』 (三浦和田・中条) 中条町、一九八二年
- 6 『新潟県史 資料編4 中世二 文書編II』 (三浦和田・中条) 新潟県、一九八三年
- 7 山形大学附属図書館「中条家文書展」解説資料『鎌倉から戦国へ―東国武士の世界―』 山形大学附属図書館、一九九二年
- 8 山形大学附属図書館「中条家文書展」解説資料『サインとハンコの原形―花押と印章の世界―』 山形大学附属図書館、一九九三年
- 9 『特別展 鎌倉御家人 平子氏の西遷・北遷』 横浜市歴史博物館、二〇〇三年

- 10 『新横須賀市史 資料編古代・中世Ⅰ』 (三浦和田 (一部)・中条 (一部)・山口三浦 (一部))
 (三浦和田 (一部)・中条 (一部)) 横須賀市、二〇〇四年
- 11 『新横須賀市史 資料編古代・中世Ⅱ』 (三浦和田 (一部)・中条 (一部)) 横須賀市、二〇〇七年
- 12 矢田俊文・新潟県立歴史博物館編『越後文書宝翰集 古文書学入門』 新潟県立歴史博物館、二〇〇七年
 (三浦和田 (一部))
- 13 山形大学附属図書館「中条家文書の世界」展『中条家文書の世界』展解説』
 山形大学附属図書館、二〇〇八年

二 表記

以下では助詞「を」・「へ」、ハ行転呼音、「いふ(言)」の表記、和語の仮名遣いを中心に見ていく。

助詞「を」はワ行、「へ」はハ行で表すことが表記規範として正しいが、本文書の中にはそれから外れた所謂発音通りに表記したであろうと考えられる例を見ることができる。つまり、助詞「を」「へ」は、ア行の「お」、ワ行の「ゑ」と表記した例が見られるのである。

また、「かは(川)」「さかひ(境)」といった本来はハ行で表される語がワ行になるハ行転呼音表記、「いふ」が「ゆう」と表記される例についても以下に記述する。

文学作品等ではハ行音での仮名遣いが行われるが、一二〇〇年代～一五〇〇年代にかけての古文書が集まる本文書集成においては、ハ行転呼音表記の割合がそれらに比べると多く見られると思われる。それはつまり、地方で書かれた文献は中央文献に比べて文法の規範意識が緩いことを示しているのではないだろうか。

1 八行転呼音の表記

従来の翻刻資料に対する本稿の立場

中世は八行転呼が進行した時代であるが、現在刊行されている翻刻資料⁽⁸⁾には必ずしもそれが反映されていない。本稿では、データベース上等にて公開されている写真⁽⁹⁾による確認を行い、4～5頁に示した既翻刻資料1、3～6、10～11ではすべて「ハ」とされている例にも「ワ」である可能性がある⁽¹⁰⁾と判断し、八行転呼を起こしている⁽¹⁰⁾と見なした。それらの例を以下に示す。

例 たまわるへく候

例 取あワセ

例 くワしく

翻刻資料では「ハ」

一方、「ハ」と判断したものは次のような助詞の「は」である。右記の「ワ」とは字形が異なることが分かる。

例 今日ハ

例 明日ハ

翻刻資料では「ハ」

しかし、字体が「ハ」なのか「ワ」なのか認定が困難な例もあったため、今回はそのような例は除いた。
 以下は、翻刻資料では「ハ」となっているが、「ワ」ではないかと思われる例である。

くワン(貫) 10 翻刻資料では「くはん」

五百かりねんく三くワン

六百なしにて□^{ねん}□^{ろく}三くワンとり候

三百なしにして二くワンとり候

ねんかりねんく五くワンとり候

又もと三くワンきりうどの、

もと三くワンのせにのかに

一くワンへちのかワりをそへて

六くワンにて御なし候へく候

こはやしどの、ねうはうのかたへ二くワン

ひこ四郎かかたへ四くワンなし候へく候

かはる(変) 2 : きりうどの、かワりとりて候か

一くワンへちのかワりをそへて



一四八六(中41)



一四八六(中41)



一四八六(中41)



一四八六(中41)

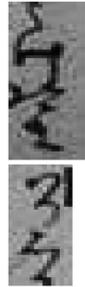


一四八六(中41)



一四八六(中41)

うけたまはる(承) 3: うけたまワリ候つる



一五〇八(中 32)

うけたまワリおよび候へは



一五〇八(中 32)

いつかうにやうたいともうけたまワらす候あひた



一五〇八(中 32)

一方、「ハ」の字形は以下の通り。右記の「ワ」と判断した字形とは異なることが分かる。

これハ



一四八六(中 41)

二百かりハ



一四八六(中 41)

中世末期は、言語史上ハ行転呼が進行している時代であるが、『新潟県史』等の翻刻資料では転呼音表記を忠実に翻字することが行われていないように見受けられ、本稿で独自に行った翻字とは異なる例が散見されるのである。今後、写真版を通して『県史』等従来の翻刻資料と、今回の独自に行った翻字による相違点を注意深く検討し、ハ行音の変遷を忠実に記述していく次第である。

以下はその他のハ行転呼の例である。なお、翻刻資料でも転呼音表記は反映されている。数字は延語数を表す。

本文書の fa↓wa 表記

すわ^レう (周防) 一三二四

くわ^レえたる (加) 一二六七

かわ^レ (川) 一二七七

くわ^レ (桑) 一三二三

さわ^レ (沢) 一三五一

いたわ^レしく (痛) 一三四二〜四五

いたわ^レり (労) 一三五〇

おこなわ^レれ (行) 一三八四

すなわ^レち (即) 一四五二

くわ^レしく (詳) 一五六九

fi↓wi・i

さかい^レ (境) 一二四一

あいた^レ (間) 一二五〇

あいて^レ (合) 一二五〇

い^レるし (言) 一二五〇

はから^レい (計) 一二七七

あい (相) 一二七七

(三1) ほか

(中8) ほか

(22) ほか

(84)

(85)

(31)

(29)

(三6)

(中27) ほか

(中46)

(中4) ほか

(20) ほか

(20)

(中9) ほか

(中9) ほか

(中9) ほか



わつらい^レ (煩) 一三五〇

つかい^レ (使) 一五六九

もちい^レす (用) 一五七四

fu↓u

わきま^レう (弁) 一三二三

いろ^レう (綺) 一四七九

ふる^レうく (震震) 一四八九〜九六

fe↓we・e

あた^レえて (与) 一二三四

い^レる (家) 一二四一

(中15) ほか

(中46)

(中33)

(84)

(48)

(中38)

(三1) ほか

(中4) ほか

まゑ <small>前</small>	1	一二四一	(中4)	fo↓wo・o
そゑ <small>添</small>	7	一三一七	(中11)	を <small>大</small>
わきま <small>弁</small>	1	一三二三	(84)	なお <small>尚</small>
うんた <small>訴</small>	3	一三五〇	(29)	し <small>おたに</small> (塩谷)
うゑ <small>上</small>	5	一三五〇	(29)	と <small>をり</small> (通)
かゑ <small>返</small>	4	一三七六	(46)	fo↓u
おさ <small>押</small>	1	一四二八	(中40)	お <small>うち</small> (祖父)
たえ <small>耐</small>	1	一五六九	(中46)	お <small>うせ</small> (仰)

次に六人の人物の文書を一点ずつ取り上げてハ行表記について見てみる。使用した文書を年代順に示すと次のようである。ただし12は色部氏文書に含まれるもので末尾掲載の分析資料一覧にはない。⁽¹⁾

中4 津村尼讓状	仁治二年 (一二四一)	中21 中条政資讓状	永和元年 (一二七五)
21 黒川ノ尼起請文	正嘉二年 (一二五八)	55 黒川宮福丸母起請文	文明十二年 (二四八〇)カ
33 和田茂実讓状	貞和三年 (一三四七)	12 本庄房長書状	天文四年 (一五三五)

数字は延べ語数を表す。

津村尼 (一二四一)

ハ行表記 3

《は》ふかさハ (深沢)

《ひ》あひた (間)

ハ行転呼音表記 6

《わ》 用例なし

《ゐ・い》 さかい (境)

《ふ》 用例なし

《へ》 まへ (前)

《ほ》 用例なし

黒川尼 (二二五八)

八行表記

5

《は》 くらかハ (黒川)・候はむ

《ひ》 おもひ (思)

《ふ》 用例なし

《へ》 用例なし

《ほ》 用例なし

和田茂実 (二三四七)

八行表記

2

《は》 給はる

《ひ》 用例なし

《ふ》 用例なし

《へ》 いへとも (雖)

《ほ》 用例なし

《う》 用例なし

《ゑ・え》 いゑ (家)・まゑ (前)

《を・お》 用例なし

八行転呼音表記

0

《わ》 用例なし

《ゐ・い》 用例なし

《う》 用例なし

《ゑ・え》 用例なし

《を・お》 用例なし

八行転呼音表記

5

《わ》 用例なし

《ゐ・い》 あい (相)・あいた (間)

《う》 用例なし

《ゑ・え》 そえて (添)

《を・お》 用例なし

中条政資 (一三七五)

八行表記 4

八行転呼音表記 1

《は》あハ(阿波)

《わ》

用例なし

《ひ》あひ(相)・わつらひ(煩)

《ゐ・い》

用例なし

《ふ》用例なし

《う》

用例なし

《へ》用例なし

《ゑ・え》そゑて(添)

用例なし

《ほ》こほり(郡)

《を・お》

用例なし

黒川宮福丸母 (一四八〇カ)

八行表記 2

八行転呼音表記 5

《は》用例なし

《わ》

用例なし

《ひ》用例なし

《ゐ・い》はからい(計)

《ふ》用例なし

《う》

おうせ(仰)

《へ》候へ・たとへ(仮令)

《ゑ・え》

用例なし

《ほ》用例なし

《を・お》

用例なし

本庄房長 (一五三三五)

八行表記 3

八行転呼音表記 2

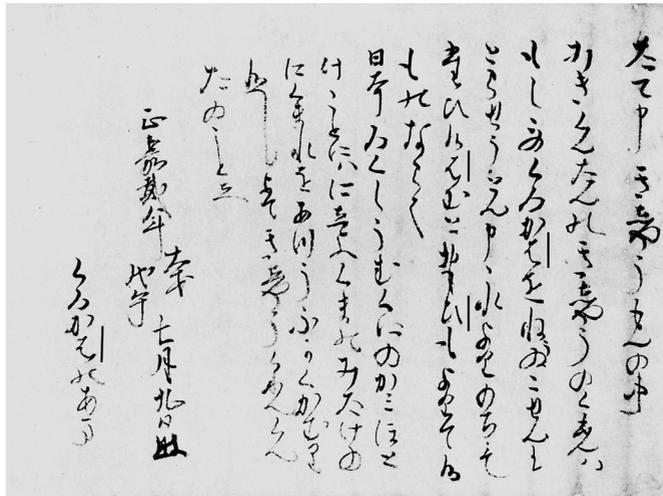
《は》候ハ、

《わ》

くワしく

《ひ》あひ(相)

《ゐ・い》たかい(互)



1218 黒川尼起請文(『新潟県史 資料編4 中世2 文書編II 付録』より) 傍線部は筆者による。

《ふ》 用例なし

《う》

用例なし

《へ》 用例なし

《ゑ・え》

用例なし

《ほ》 用例なし

《を・お》

用例なし

以下の表2に本文書のハ行音と転呼音の数をそれぞれ表にまとめた。

右の表1は平安末期から鎌倉中期にかけての資料のハ行音表記の実態を表したものである。比較すると、平安末から鎌倉中期は、ハ行音の方が転呼を起こした数を上回っているが、本文書集成での結果は、転呼音の方が多くなる文書が見られるようになる。南北朝期、室町期とハ行転呼が進行していることが分かる。

本文書集成のような地方文書は中央文献に比べると表記規範が強く働かず、口頭音が反映されやすいのではないかと考えられる。

2 助詞「へ」の表記

助詞「へ」をワ行の「ゑ」と表記した例が以下のように見られる。

そうしてミろくたうゑきしん申たるふんミなそへて

一三七五〜七九 (76)

御たつちうゑ／ゑいたいをかきりてきしん申どころなり

一三八六 (77)

かミゑ申候て

一三八六 (77)

表2

書写者／ 表記	津村尼 (二二四)	黒川尼 (二二五)	和田茂実 (二三四)	中条政資 (二三五)	黒川宮福丸母 (二四〇カ)	本庄房長 (二三五)
は	1	4	1	1	0	1
転呼音	0	0	0	0	0	1
ひ	1	1	0	2	0	2
転呼音	3	0	3	0	2	1
ふ	0	0	0	0	0	0
転呼音	0	0	0	0	3	0
へ	1	0	1	0	2	0
転呼音	3	0	2	1	0	0
ほ	0	0	0	1	0	0
転呼音	0	0	0	0	0	0
ハ行	3	5	2	4	2	3
転呼音	6	0	5	1	5	2

表1 金子彰 1987

書写者／ 表記	法然	親鸞	恵信尼
は	10	16	23
転呼音	0	9	5
ひ	8	5	7
転呼音	1	7	5
ふ	2	6	2
転呼音	0	3	0
へ	4	7	12
転呼音	0	4	0
ほ	1	2	5
転呼音	0	2	3
ハ行	25	36	49
転呼音	1	25	13

本文書において大半の表記は正しいハ行「へ」であるが、これら三例は表記規範を破って当時の発音がそのまま顔を出したものと見られる例である。

3 助詞「を」の表記

助詞「を」をア行の「お」と表記した例が以下のように見られる。三浦一族文書において「お」という異表記が見られ始めるのは南北朝時代からである。

- いらんさまたけおいたさんまさひてかしそんにおひてハ
一三三二 (83)
- 政秀かあとおなかくちきやうすへからす
一三三二 (83)
- しやてい弥三郎おやうし（養子）として
一三三七 (中) 10
- 一筆同日の状おもてかきあたうるうゑハ
一三三七 (中) 10
- はんし（繁昌）やうせん時はなおたおもよせられ候へく候
一三三八 (中) 51
- ほたいのためにはんふんおハゑいたいにゆつり申候
一三七二 (中) 23
- 又くろかハ（黒川兵衛）ひやうへ大郎いやしきおそへて又一にゑいたいとらする
一三七六 (45)
- たつちうのうゑおかきる
一三七七 (三) 5
- ことさらかたく（非科）さいくわおすへし
一四一二 (中) 45
- なんときもてつきをひきてぬす人のさたおいたされ候へし
一四一二 (40)
- 此きしんに慈悲おたまへ
一四三六 (81)
- さやうの人々おも御存ち候ハす候
一四五二 (中) 27
- 弥七郎治実・智覚房自筆お為以後取置候
一四八〇 (51)

○剩新屋お立させられ候

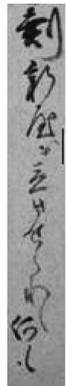
○私領地へ御手お可被入御覚悟

○御芳志お奉憑外無他候

○さてハおうせなく候事お申とそんし候て

○御ちきやうなく候ところおかやうに洩承候ハ

○御ひん二人お遣申へく候



一四八〇(中43)



一四八〇(中43)



一四八〇(中43)



一四八六(中39)



一四八六(中39)



一四八六(中39)

大半の表記は正しい「を」であるが、これら十九例は表記規範を外れた例である。前稿の色部氏文書でも助詞「を」の「お」表記は一例見られた。一二八五年の例で、本稿における三浦一族文書の例よりも早い。

てつきのせうもんおあいくして、あさなけさどう二ゆつりあたうところ也

一二八五 (1)

4 さい(言)の表記

「いふ(言)」を「ゆう」と表記した例が「三浦和田黒川氏文書」と「三浦和田氏文書」に見られた。

小林博士は片仮名文において同様に「ユウ」と表記された例について次のものを指摘しており、このことから少なくとも南北朝には「いふ(言)」のイをユとする発音の存在が知られるとしている。

法言トコト謂トコト「礼法之言」コトヲコトイフ

(承久三年(一二二二) 京都大学附属図書館蔵御注孝経)

コレヲ本ケントモチイラルヘク候、ナムトキタリトユウトモ、モトメタシ候ワンヲチャウニマイラセ候ヘク候

(観応元年(一二三〇) 高野山文書之三、読宝簡集六十六、中村シムキヤウ紛失状)

聚て其の要言を一以て為す二近き一誠と云ふ爾（応安元年(一二三六八) 斯道文庫藏帝範）

また、室町時代の能楽者世阿弥の自筆能本にも「いふ(言)」を「いう」、「ゆう」と表記する例が見られる。

ムカシノアリサマ ミエ申サント ○ ユウカトミレハ (応永三十四年(一二二七) 『松浦之能』)

アラフシキヤコ二郎トユウワ トノハシ御クタリアルカ (応永末年頃筆か『柏崎』)

以下が三浦和田氏、三浦和田黒川氏文書に見られた「ゆう」の例である。片仮名文だけではなく、平仮名の文献においても同時期に「ゆう」と表記された例があることが分かる。

いふ(言) ↓ゆう2…さためてふる(古反故)ほくのなかニいつころゑつをつくとゆう事候哉

(53 正応五年(一二二九)?)

又このしやうよりほかハゆつりしやうとゆうともちいへからず

(35 延文四年(一二三五九))

三 語彙

1 漢語

「越後文書玉翰集」に見られる漢語の受容について次の男女七人の文書の漢語表記を見ていく。男女差や時代差による違いの実態について分析する。

中4 津村尼讓状 仁治二年(一二四二) 中24 中条寒資讓状 応永十九年(一二四二)

21 黒川ノ尼起請文 正嘉二年(一二五八) 55 黒川宮福丸母起請文 文明十二年(二四八〇)カ

33 和田茂実讓状 貞和三年(一二三七) 12 本庄房長書状 天文四年(一五三五)

中21 中条政資讓状 永和元年（一三七五）

表記の違いは別個採録する。人名は調査対象に含めない。宛漢字を私に（ ）に入れて示すが再考を要するものも含んでいる。

津村尼の漢語（一二四一年）

仮名表記

かさうけ（未詳）・こゝ（後後）・こせん（御前）・さた（沙汰）・しそく（子息）・しち（実）・そうたう（僧堂）
カ）2・ちうすむ（中寸）・ちうたい（重代）・ちきやうす（知行）・にんち（仁治）・まつたい（未代）

漢字仮名交じり表記

二ねん（年）

漢字表記

四月・十七日

一字漢語・1 二字漢語・13 三字漢語・2 （延べ語数）

漢語使用率（延べ語数） \parallel 19.4%

取り上げる七人の中で最も古く、女性文書であるので、仮名表記の漢語が最も多い。漢字表記は日付を示す二語のみで、漢字仮名交じり表記も漢数詞に関するものである。漢語の使用率は2割ほどである。本文書は讓状なので、土地に関する語がほとんどである。

黒川尼の漢語（一二五八年）

仮名表記

あま(尼) 2・きしやう(起請)・きしやうくわん(起請願)・きしやうもん(起請文)・くわん(願)・こせん(御前)・にしよ(二所)・ろくしうむくに(六十六国)

漢字仮名交じり表記

用例なし

漢字表記

正嘉・弍年・七月・日本

一字漢語… 3 二字漢語… 8 三字漢語… 2 (延べ語数)

漢語使用率(延べ語数)≡ 26%

津村尼とは十七年の差があるが、女性文書ということで同様に仮名表記の漢語が多い。しかし、津村尼とは違い本文書は起請文なので、使われている漢語は仏教用語が多いことが分かる。漢語の使用率は2割強である。

和田茂実の漢語（一二四七年）

仮名表記

あんど(安堵)・ゑいたい(永代)・おんしやう(恩賞)・くわいそふ(外祖父)・けたいあむと(外題安堵)・こ兼連(故)・さうろむ(相論)・しひつ(自筆)・せんれい(先例)・そりやう(所領)・たう御代(当)・たうちきやう(当知行)・とくたいす(得替)・ほんゆつり状(本) 2・りやうちす(領地)

漢字仮名交じり表記

一 ぶん(分)・はう母(亡)

漢字表記

郷・三年・子息・十七日・おく山の庄・ゆつり状²・讓状・ほんゆつり状²・貞和・たう御代^{〔宛〕}・他人・讓状等・御下文等・そりやう等・水なしの村等・讓状等・八月・北条

一字漢語・17 二字漢語・17 三字漢語・3 四字漢語・1 (延べ語数)

漢語使用率(延べ語数) 40.2%

男性文書である。津村尼、黒川尼とは異なり、漢字表記が最も多い。仮名表記漢語も前二人と比べて増えている。しかし、漢字表記が用いられるのは一字漢語が多く、二字漢語以上になると仮名表記を用いて表すことが多い。二字漢語以上の漢字表記は年号や日付などの漢数詞に関するものが多い。前二人の女性文書では三字漢語までしか使用されていなかったが、本文書では四字漢語が見られる。漢語の使用率は4割を超える。

中条政資の漢語(一三七五年)

仮名表記

をんしやう(恩賞)・かふ(郷)・御くうし(公事)・けいはふ(競望)・さいけ(在家)・さた(沙汰)・せいはい(成敗)・せんれい(先例)

漢字仮名交じり表記

一そく(族)・先れい(例)・ちやく子(嫡)

漢字表記

以下2・永代・永和・関東・元年・兄弟・公家・後日・在家・次第・十月・重代相伝・自余・おくやまの庄²・

こいつミの庄・とよたの庄・中条・讓状・尊氏將軍・証文等・庶子・所領3・親類・惣領・存知・代々・屋地・
証文等・二分・別紙

一字漢語… 9 二字漢語… 35 三字漢語… 0 四字漢語… 1 (延べ語数)

漢語使用率(延べ語数) 44.8%

和田茂実讓状から二十八年後の男性文書である。仮名表記より漢字表記の漢語が増えている。和田茂実は一字漢語に漢字表記が多く見られたが、本文書では二字漢語以上の漢字表記も多く見られるようになっていく。漢語の使用率は和田茂実同様、4割を超える。

中条寒資の漢語(一四二二年)

仮名表記

おんしやう(恩賞)・御くうし(公事)

漢字仮名交じり表記

ちやく子(嫡)

漢字表記

以下2・永代・応永・関東・公家・金山郷・後日・在家2・沙汰・沙汰す・三月・十九年・重代相伝・奥山庄
2・豊田庄・小泉之庄・中条・讓状・高氏將輩(軍)・証文・庶子・所領4・成敗・先例2・代々・屋地・証文
等・廿一日・二分・別紙

一字漢語… 9 二字漢語… 28 三字漢語… 2 四字漢語… 1 (延べ語数)

漢語使用率(延べ語数) 46.5%

中条寒資は前の中条政資の息子である。二人の間には三十七年の差がある。二人を比較すると、息子寒資の方が漢字表記を多く用いていることが分かる。例えば父政資が仮名表記で表していた語は、寒資は漢字表記で表している。漢語の使用率は5割近くになる。

政資…さいけ⁽¹⁶⁾(在家)、さた(沙汰)、せんれい・先れい(先例)、せいはい(成敗)
寒資…在家、沙汰、先例、成敗

黒川宮福丸母の漢語(一四八〇年力)

仮名表記

しきふ(式部)・しよち(処置)・たんかう(談合)・ふん(分)よき(余儀)

漢字仮名交じり表記

十二てん(天)・大くわん(願)・八まん大ほさつ(八幡大菩薩)

漢字表記

衛門・十八日

一字漢語…1 二字漢語…6 三字漢語…2 四字漢語…0 五字漢語…1 (延べ語数)

漢語使用率(延べ語数) \parallel 13.5%

今回扱った女性文書の中で最も年代の新しい文書である。黒川尼と同様、起請文である。仮名表記が多く、「十二てん」「大くわん」「八まん大ほさつ」など仏教に関する語が並ぶ。次に示すように全体を通して和語的で、漢語の使用率は1割強であり、七人の中では最も少ない。(傍線部が漢語)

十八日 ミヤふくは、／とのへまいる申給へ／返々そなたにも／おなし心二候へとおうせ／候へく候／ミヤふく

おさなく候ほどに／身つから大くわんニ申候たとへいかやう／なる事候ども七郎どのへ／そのほか衛門の二郎すけ／はまさきしきふどのへみなく／おとなしきかたく／よろつ／たんかう候てしよちをはからい／候へく候ミやふくども／とりそたてはからい候へく候／かたこうせつけ候へく候／われく／もまんだくこのすへ／人なに事申候ともみうら／十二てん八まん大ほさつをかけ／申へく候よきあるましく候／このふんよく／おうせつけ／候て給へく候かしく

本庄房長の漢語（一五三五年）

仮名表記

かんよふ（肝要）・御けうめひ（糾明）・御けふう（家風）・けんきやう（現形）
2・しやうけん（証言）・せいはいす（成敗）・せひ（是非）
2・ふしき（不思議）
2・めいはく（明白）・御ゆたん（油断）

漢字仮名交じり表記

大せつ（大切）
2

漢字表記

御家風・恐々・謹言・四月・四五人・某うつろ之者・謀心

一字漢語：1　二字漢語：18　三字漢語：3　（延べ語数）

漢語使用率（延べ語数） \parallel 25.6%

七人の中で最も年代の新しい文書である。これまでの男性文書は漢語使用率は4割を超えていたが、本庄房長は3割弱と少ない結果となった。漢語の表記方法は仮名表記が多く、漢字表記の多かった他の男性文書とは異なる。他六名の文書は、讓状と起請文が主であったため、土地に関する語や、仏教用語等が見られた。本文書は書状であるの

で、それらには現れなかった語が見られる。

以上、男女七人の文書の漢語表記について見てきたが、漢語の使用率は女性が1割〜2割ほどで、男性は3割〜5割ほどという結果になった。文学作品と比較してみると、同時代の『平家物語』中で使用される漢語の割合は23.1%（延べ語数）という結果もあり、⁽¹⁷⁾ 地方文書における漢語の浸透はかなり進んでいたものと見られる。

譲状などは土地の譲渡に関する語彙が多く、形式化した漢語が使用される場合が多い。しかし、女性文書では仮名表記の漢語が多く、男性文書では漢字表記の漢語が多いという性差による相違があることが分かる。また、男性文書の中でも中条政資と寒資のように子の世代になると、漢字書き漢語の割合が増加していく傾向も見られた。

2 □頭語・俗語

とん

もしこのくろかはを、ねるこせんにとらせうとん申

一一五八(21)

右の一例が本文書に見られた「とん」である。□頭語の詳細は前稿⁽¹⁸⁾で触れたのでここでは割愛する。

たふ(賜)

10

この「たふ(賜)」は、前稿⁽¹⁹⁾で扱った本庄房長書状⁽²⁰⁾では一例も見られなかった。「たふ(賜)」には受け手を卑しめる方向に働く性格がある。「本庄」という公認された庄域を支配する立場であった本庄房長の書状には見られなかったのは、そのような「たふ(賜)」の性質も関係しているかと思われる。

「たふ(賜)」を検討すると次の用例では「判を押してくれ」と発言者を卑しめる方向に働いているものもある。
くろかハのゆつりしやうなりはんをしてたへ

一一五〇(20)

本文書で見られた「たふ(賜)」の例は以下の通りであるが、身分関係と「たふ(賜)」の意味、使用者の関係につ

いては、今後さらに考察を深める必要がある。

これよりのちもたひ候はむとおもひもよりて候ものならば

又犬若にてのこらん子にたふへき也

母のはからひとしておんひんの子にたふへきなり

きやうこうのためにあんをかきうらをふうしてまさひてにたふどころなり

のこるところなく一ゑんにたきわう丸にゆつりたふへきなり

うるしにいたるまでのこるところなくたきまるにゆつりたふどころなり

まさひてかちきやうふんのこるところなくたきまるにゆつりたふどころなり

一このゝちハのこらん子にたふへしとミへたり

故旦越祐叟庵主の身にあて候て満雜をちやうし候て永代たひたる事に候

3 疊語

同語を重ねる疊語は以下に示すように多く見られる。本文書だけでなく、色部氏文書においても多く見られた。疊語は、強調表現の一つとして本文書や色部氏文書の中で用いられているが、表現技法として最も単純な方法であると考える。

いつれもく	(何何)	4 (84)	・	(85)	・	(中29)	いろく	(色色)	1 (中44)	かたく	(方方)	2 (中44)
かへすく	(返返)	1 (中32)					さをく	(?)	1 (中46)	たれく	(誰誰)	1 (中45)
ないく	(内内)	1 (中44)					なかく	(中中)	1 (中33)	ふるうく	(震震)	1 (中38)
まつく	(先先)	2 (中44)	・	(中33)			みなく	(皆皆)	2 (中44)	ゆめく	(努努)	1 (中16)

四 おわりに

本稿では、鎌倉時代から中世末期までの三浦一族文書の仮名遣いと語彙について分析を行った。

一、ハ行音は多くの語に渡って転呼を起こしており、前時代からのハ行転呼現象が進行していることが伺える。

一、ハ行転呼音の表記は、従来の翻刻資料において「ハ」と「ワ」等の字体の翻字が忠実に行われていないように見受けられ、本稿で独自に行った翻字とは異なる例が散見される。

一、助詞「へ」を「ゑ」、「を」を「お」、「いふ(言)」を「ゆう」といったように、口頭音をそのまま表記したと見られる例が見られる。

一、漢語の使用率は女性が1割から2割ほどで、男性は3割から5割ほどであった。形式化した漢語が使用される場合も多いが、女性文書では仮名表記の漢語が多く、男性文書では漢字表記の漢語が多いという性差による相違がある。

本稿の問題点として譲状に類するものは本人が書くが、それ以外のものは右筆が書く場合が多いということがある。⁽²⁾ 仮に右筆であったとしても、その時代の言語を反映しているという点においては、本文書集成のような古文書が語学としての研究資料に十分なり得ると思われる。

紙幅の関係上、今回は仮名遣いと語彙のみであるが、別稿にて音韻、語法、促音の表記等の検証を行っていく。

分析仮名文書一覽

以下に本稿で扱う三浦一族文書の仮名文書一覽を掲載する。番号は本稿で独自に割り当てた通し番号であり、用例の出典表記の番号に一致する。なお、1～18は色部氏文書であるので、今回は割愛した。また原則として『新潟県史』の掲載順に並べた。

1 「越後文書宝翰集」所収三浦和田関係仮名文書一覽

三浦和田氏文書

- | | | | | |
|-----|------|--------|---------------------------|-----------------------------|
| 19. | 嘉禎四年 | (一二三八) | 四月四日 | 平氏尼讓狀 |
| 20. | 建長二年 | (一二五〇) | 十月廿八日 | つふらの尼 <small>高井</small> 氏讓狀 |
| 21. | 正嘉二年 | (一二五八) | 七月九日 | 黒川ノ尼起請文 |
| 22. | 建治三年 | (一二七七) | 十一月五日 | 高井道円 <small>時茂</small> 讓狀案 |
| 23. | 建治三年 | (一二七七) | 十一月五日 | 高井道円 <small>時茂</small> 讓狀 |
| 24. | 建治三年 | (一二七七) | 十一月十五日 <small>(マ)</small> | 高井道円 <small>時茂</small> 讓狀案 |
| 25. | 建治四年 | (一二七八) | 正月廿二日 | 高井 <small>高野</small> 義重去狀 |
| 26. | 永仁六年 | (一二九八) | 十月廿八日 | 高井 <small>高野</small> 義重讓狀 |
| 27. | 文保二年 | (一三一八) | 三月廿 <small>七</small> 日 | 和田茂実請取狀 |
| 28. | 徳治三年 | (一三〇八) | 八月十三日 | 和田兼連置文 |
| 29. | 貞和六年 | (一三五〇) | 二月廿五日 | 平氏女証狀 |

30. 曆応三年 (一三四〇) 八月九日 尼妙智讓狀

31. 康永年間 (一三四二) (一三四四) (一三四五) カ十二月廿日 藤原公房書狀

32. 康永四年 (一三四五) 二月七日 某文書等去狀

33. 貞和三年 (一三四七) 八月十七日 和田茂実讓狀

34. 貞和六年 (一三五〇) 二月廿五日 平氏女文書請取狀

35. 延文四年 (一三五九) 六月十三日 和田応寸茂実讓狀

36. 年不詳 五月十六日 沙弥喜阿書狀

37. (嘉慶二年) (一三八八) 六月卅日 長尾高景書狀

38. 永和二年 (一三七六) 二月十日 和田時実讓狀

39. 応永十五年 (一四〇八) 八月十六日 和田時明讓狀

40. 応永十九年 (一四二二) 八月十八日 尼めうきよく置文案

41. 宝徳三年 (一四五二) 三月二日 和田氏実置文

該当する仮名文書なし

三浦和田中条氏文書

42. 年不詳 十月十八日 五十公野輔親書狀

三浦和田黒川氏文書

43. 永和二年 (一三七六) 二月十日 和田時実自筆同日一筆讓狀

44. 永和二年 (一三七六) 月十日 和田時実自筆同日一筆讓狀
45. 永和二年 (一三七六) 二月十日 和田時実自筆同日一筆讓狀
46. 永和二年 (一三七六) 二月十日 和田時実讓狀案
47. 永和二年 (一三七六) 二月十日 和田時実讓狀案
48. 文明十一年 (二四七九) 十一月廿四日 黒川氏実置文
49. 文明十二年 (二四八〇) 十月二日 黒川応田鬻讓狀
50. 文明十二年 (二四八〇) 十月二日 黒川応田鬻置文案
51. 文明十二年 (二四八〇) 十月十六日 黒川応田鬻置文
52. 文明十二年 (二四八〇) 七月十三日 黒川氏実置文
53. 正応五年 (二二九二) 七月十八日? 和与狀勘文
54. 文明十二年 (二四八〇) 十月十六日 智覚坊快濟請文
55. (文明十二年 (二四八〇)) (十月) 十八日 黒川宮福丸母起請文
56. 年不詳十月五日 北孫太郎書狀
57. 宝徳三年 (一四五二) 三月十二日 平子政重証狀
58. 享徳三年 (一四五四) 十月二日 平子政重書狀
59. 宝徳三年 (一四五二) 三月十二日 平子政重書狀
60. 享徳三年 (一四五四) カ五月廿日 正教保運書狀
61. 宝徳三年 (一四五二) 八月十日 発智景義書狀

三浦和田羽黒氏文書

62. 享徳三年 (一四五四) カ十月二日 飯沼頼泰書状
63. 宝徳三年 (一四五二) カ二月四日 飯沼頼泰書状
64. 宝徳三年 (一四五二) 八月十三日 飯沼頼泰書状
65. 宝徳三年 (一四五二) 三月十一日 飯沼頼泰書状
66. 文明五年 (一四七三) 十月十六日 黒川氏実副状

以下中条家文書の写し⁽²⁾

67. 元亨三年 (一二三三) 三月廿二日 比丘尼道信讓状案
68. 文永三年 (一二六六) 七月十三日 加地重朝讓状案
69. 元亨三年 (一二三三) 三月廿二日 比丘尼道信讓状案
70. 永仁六年 (一二九八) 十月廿八日 高井義重讓状案
71. 建武五年 (一二三八) 七月七日 教意讓状案

大輪寺文書

72. 貞治七年 (一二六八) 二月廿五日 中条政義寄進状
73. 応安五年 (一二七二) 九月三日 沙弥彦暢寄進状
74. 応安六年 (一二七三) 三月四日 大輪寺塔頭領田坪付注文
75. 文和三年 (一二五四) 八月廿二日 中条茂資寄進状
76. 永和 (一二七五～一三七九) 五月十日 石川道景寄進状

77. 至徳三年 (一三八六) 七月廿六日 羽黒景茂寄進状
 78. 応永二年 (一三九五) 八月初四 落合秀宗証状
 79. 応永十二年 (一四〇五) 十二月七日 中条寒資寄進状
 80. 応永十九年 (一四二二) 十一月初六 某寄進状
 81. 永享八年 (一四三六) 八月十九日 大輪寺契端寄進状
 82. 文明十七年 (一四八五) 正月吉日 沙弥秀建讓状

河村氏文書^③

83. 正慶元年 (一三三二) 八月十五日 河村政秀讓状案
 84. 元亨三年 (一三二三) 八月七日 河村秀久讓状案
 85. 観応二年 (一三五二) 九月廿日 河村秀繼讓状
 86. 観応二年 (一三五二) 九月廿日 河村秀繼讓状案
 87. 観応二年 (一三五二) 九月廿日 河村秀繼讓状案

2 「中条家文書」仮名文書一覽

東京大学史料編纂所所蔵

1. 嘉元三年 (一三〇五) 二月十三日 佐々木加地章氏讓状案
 2. 嘉元四年 (一三〇六) 十月二日 佐々木加地章氏讓状案

山形大学附属図書館所蔵

3. 嘉禎四年 (一二三八) 四月四日

津村尼讓状

4. 仁治二年 (一二四一) 四月十七日 津村尼讓狀
5. 弘長四年 (一二六四) 三月十一日 高井道円時茂讓狀
6. 永仁二年 (一二九四) 六月十二日 三浦和田茂連讓狀
7. 文永三年 (一二六六) 七月十三日 佐々木加地重明讓狀
8. 文永四年 (一二六七) 十二月 日 某不作田地注文案
9. 建治三年 (一二七七) 十一月五日 高井道円時茂讓狀
10. 建武四年 (一二三七) 六月十日 中条道秀茂繼讓狀
11. 正和六年 (一二一七) 正月廿日 三浦和田茂明讓狀
12. 元応二年 (一二三〇) 十月九日 尼しゑん讓狀
13. 康永三年 (一二四四) 五月十四日 沙弥某等二名連署狀
14. 貞和六年 (一二五〇) 三月十六日 黒川茂実置文案
15. 貞和六年 (一二五〇) 卯月三日 藤原清時・同長時連署讓狀
16. 文和三年 (一二五四) 三月廿八日 羽黒義成讓狀
17. 文和四年 (一二五五) 八月廿五日 中条茂資讓狀
18. 延文元年 (一二五六) 八月廿五日 中条茂資讓狀
19. 延文元年 (一二五六) 八月廿五日 中条茂資置文写
20. 貞治五年 (一二六六) 十一月廿六日 きた女売券
21. 永和元年 (一二七五) 十月三日 中条政資讓狀

22. 至徳元年 (一三八四) 二月十五日 聖英寄進状
23. 応安五年 (一三七二) 六月三日 尼聖ゑき讓状
24. 応永十九年 (一四一二) 三月廿一日 中条寒資讓状
25. 応永廿八年 (一四二二) 九月十日 羽黒時茂讓状
26. 寛正五年 (一四六四) 八月十九日 中条朝資書状
27. 宝徳四年 (一四五二) 八月十二日 輔澄書状
28. 享徳元年 (一四五二) 八月十六日 輔澄書状
29. 明応三年 (一四九四) 十月七日 羽黒朝義讓状
30. 文明十八年 (一四八六) 八月廿一日 某覚書
31. 年月日不詳 某所領堺勘文
32. 永正五年 (一五〇八) 七月二日 色部昌長書状
33. 天正二年 (一五七四) 八月七日 上杉謙信脚虎書状
34. 永禄十二年 (一五六九) 八月廿一日 新発田忠敦書状
35. 永禄十二年 (一五六九) 八月廿一日 新発田忠敦書状
36. 宝徳四年 (一四五二) 正月廿八日 飯沼頼泰書状
37. 永禄十二年 (一五六九) 八月廿四日 新発田忠敦書状
38. 長享三年 (一四八九) 十月廿八日 羽黒朝義書状案
- 明応五年 (一四九六) 八月廿八日

39. 文明十八年（二四八六）カ九月十五日 某書状
40. 正長元年（二四二八）三月廿日 千坂信高書状
41. 文明十八年（二四八六）カ月日不詳 某小山年貢注文
42. 永仁二年（二二九四）六月十二日 和田茂連讓状案
43. 文明十二年（二四八〇）極月廿日 黒田応田氏実書状
44. 文明十二年（二四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状
45. 応永十九年（二四一二）二月九日 中条寒資置文
46. 永禄十二年（二五六九）カ月日不詳 新発田忠敦書状
47. 元亨三年（一三三三）三月廿二日 尼道信讓状案
48. 文永三年（一二六六）七月十三日 佐々木加地章氏讓状案
49. 元亨三年（一三三三）三月廿二日 尼道信讓状案
50. 永仁六年（二二九八）十月廿八日 高井義重讓状案
51. 建武五年（一三三八）七月七日 尼教意讓状案
52. 建武五年（一三三八）七月七日 尼教意讓状
53. 仁治二年（一二四一）十一月十四日 津村尼讓状案
54. 永仁二年（二二九四）三月十日 和田茂連讓状案
55. 延文三年（一三五八）六月廿日 平氏女とくまつ讓状写

鈴木精英編『中条越後奥山庄史料』所収中条文書

3 山口県文書館蔵「三浦家文書」(平子氏関係のみ) 仮名文書一覽

1. 貞応三年 (一二二四) 五月廿九日 平子西仁重経讓状案
2. 貞応三年 (一二二四) 五月廿九日 平子西仁重経讓状案
3. 徳治三年 (一二三〇八) 四月廿五日 平子重頼和与状
4. 応安五年 (一二七二) 二月十一日 平子重世讓状案
5. 永和三年 (一二七七) 八月十九日 平子貞重赤童丸^{房重}連署寄進状
6. 永徳四年 (一二八四) 二月廿八日 平子貞重赤童丸^{房重}連署田地売券

注

(1) 新潟県長岡市の反町十郎氏が蒐集したもので現蔵は新潟県立歴史博物館。鎌倉から戦国にかけての中世越後地方で活躍した武家関連文書の集成である。昭和五十四年(一九七九)に国の重要文化財に指定され、総文書数は七七三点に及ぶ。外題によって整理すると次の十八集成から成る。下線部が本稿で扱う文書。

- (2) 色部氏文書、三浦和田田氏文書、三浦和田中条氏文書、三浦和田黒川氏文書、三浦和田羽黒氏文書、築地氏文書、大輪寺文書、河村氏文書、大見安田氏文書、大見水原氏文書、毛利安田氏文書、上野氏文書、斎藤氏文書、発智氏文書、小田切氏文書、段銭日記、雑文書、雑集
- (3) 三浦和田氏文書、三浦和田中条氏文書、三浦和田黒川氏文書、三浦和田羽黒氏文書、築地氏文書、大輪寺文書、河村氏文書。鎌倉初期に越後国小泉庄色部条(岩船郡神林村を中心とする一帯)に地頭職を得てこの地を本拠とした秩父氏の一族の文書。
- (4) 色部氏文書に所収の書状。分析対象とした仮名書状は全十一通で以下の通り。数字は独自に割り当てた通し番号である。

- 5 年月日不詳 本庄房長書状
- 6 天文四年(一五三五) 三月廿三日 本庄房長書状
- 7 年月日不詳 本庄房長書状
- 8 天文四年(一五三五) 三月廿八日 本庄房長書状
- 9 天文四年(一五三五) 三月廿九日 本庄房長書状

- 10 天文四年（一五三五）四月一日 本庄房長書状
- 11 天文四年（一五三五）四月二日 本庄房長書状
- 12 天文四年（一五三五）四月二日 本庄房長書状
- 13 天文四年（一五三五）卯月三日 本庄房長書状
- 14 天文四年（一五三五）四月四日 本庄房長書状
- 15 天文四年（一五三五）四月六日 本庄房長書状
- (5) 東京女子大学『論集』66巻2号、二〇一六年三月
- (6) 山口県文書館、所蔵文書検索「三浦家文書」
http://archives.pref.yamaguchi.jp/search/cds_search.php?top=search&id=2642
- (7) 当該データベースから引用した文書の現蔵は新潟県立歴史博物館である。
- (8) 井上鋭夫編『奥山庄史料集』（『新潟県文化財調査報告書第十』新潟県教育委員会 一九六五年）、『新潟県史 資料編4 中世二 文書編II』（新潟県、一九八三年）など。
- (9) 東京大学史料編纂所「所蔵史料目録データベース」、山形大学附属図書館「中条家文書検索システム」。
- (10) 本研究における日本史の研究者の直話では、ハトワの表記の翻刻は緩やかな認識のもと行われている由である。
- (11) 注5に本庄房長の仮名書状一覧を示した。
- (12) 金子彰「世代差と表記差―院政後期・鎌倉初期書写の仮名書状のハ行音表記を視点として―」（『鎌倉時代語研究』第十集、一九八七年五月）
- (13) 川野絵梨「越後文書玉翰集」の表記について―色部氏文書・三浦和田氏文書を中心として―（東京女子大学『論集』66巻2号、二〇一六年三月）
- (14) 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」（『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月）、七八〜七九頁。
- (15) 『世阿弥自筆能本集 影印篇』（月曜会編、岩波書店、一九九七年）
- (16) 政資は仮名表記と漢字表記それぞれ一例ずつあるが、息子寒資は漢字表記のみである。
- (17) 白井清子「平家物語の語彙の性格を探る―現代語との比較も含めて―」（『学習院大学国語国文学会誌』24、一九八一年）注11に同じ。
- (18) 川野絵梨「本庄房長書状にみる中世末期越後地方の言語」（第80回新潟県方言研究会、二〇一五年八月）、「越後文書宝翰集」の表記について―色部氏文書・三浦和田氏文書を中心として―（東京女子大学『論集』66巻2号、二〇一六年三月）注4に同じ。
- (20) 山形大学文学部 松尾剛次教授、新潟大学文学部 矢田俊文教授の直話では、讓状は本人が書いた可能性が高いが、そ
- (21)

れ以外の文書は右筆が書写した可能性があるとのことである。

(22) 三浦和田羽黒氏文書67、71は中条家文書の写しであるため、分析の際は中条家文書の方を用いた。

(23) 86、87は85の案文のため、『新潟県史』では省略。本稿でも分析では割愛。

〔付記〕本稿は、「平成27年度 新潟県ことばの会」(二〇一五年十一月二十一日)、「第81回 新潟県方言研究会」(二〇一六年三月二十七日)において、「中世越後地方の言語について―越後文書宝翰集を通して―」、「越後文書宝翰集」の言語について―三浦一族文書を中心として―と題した研究発表に基づくものである。

(東京女子大学大学院博士後期課程人間科学研究科在籍)

キーワード

「越後文書宝翰集」、「中条家文書」、三浦一族文書、仮名遣い、語彙、津村尼、黒川尼、本庄房長